

## 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により下記の通り随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第2項の規定により公表する。

令和6年3月27日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 契約の内容

令和6年度 西牟婁総合庁舎（玄関周り及び駐車場等）清掃業務委託

2 契約の相手方の名称及び所在地

田辺市上屋敷二丁目18番6号

特定非営利活動法人 はまゆう作業所 理事長 深瀬 幸子

3 契約金額

935,000円（税込）

4 契約年月日

令和6年4月1日

5 契約の相手方とした理由

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設であって西牟婁振興局及び田辺保健所管内（田辺市、上富田町、白浜町、すさみ町、みなべ町）にある施設または地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより和歌山県知事の認定を受けた者のうち当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を徴したところ、記載金額が最も安価であり、県税、消費税、地方消費税の滞納がなかった。